

面会禁止

新型コロナウイルスへの対応に関する令和2年2月24日付の厚生労働省通知に基づき、緊急やむを得ない場合を除き

面会禁止となります。

事務連絡

令和2年2月24日

公益社団法人全国老人保健施設協会御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(抜粋)

高齢者施設等で感染防止対策に万全を期していくため、

- ①職員は出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤しないことを徹底する
- ②入所者への面会は緊急やむを得ない場合を除き制限し、**発熱等の症状が認められる場合には面会を断る**
- ③通所サービスの利用者の送迎の際に本人の体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には利用をお断りする

など、新型コロナウイルスの感染拡大防止を、引き続きお願いいたします。

ご心配、ご迷惑をおかけいたしますが入所者様の在宅復帰に向けた安全な療養生活確保のため引き続きご協力をお願い申し上げます。

医療法人南溟会

理事長 宮上 寛之

